

平成24年第3回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成24年6月12日（火曜日）

議事日程（第1号）

平成24年6月12日（火）午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議席の一部変更
- 第4 諸般の報告
- 第5 行政報告
- 第6 施政方針演説
- 第7 議案第65号から議案第72号
- 第8 請願第2号及び請願第3号、陳情第1号及び陳情第2号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	中村良夫君	14番	村川四郎君
15番	佐藤孝君	16番	金光英晴君
17番	猪股文彦君	18番	金子克己君
19番	根岸勇雄君	20番	近藤和義君
21番	竹内道廣君	22番	加賀博昭君
23番	岩崎隆寿君	24番	祝優雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	教育長	小林祐玄君
総合政策監	藤井裕士君	会計管理者	本間佳子君

総務課長	山田富巳夫君	君	総課合政策長	高松	登君
行政改革長	清水忠雄君	君	島推づくり長	藤井	光君
世界遺産課長	高橋則夫君	君	財務課長	伊貝秀一君	君
地域振興長	計良孝晴君	君	交通政策長	渡邊裕次君	君
市民生活長	川上達也君	君	税務課長	田川和信君	君
環境対策長	児玉龍司君	君	社会福祉社長	本間優君	君
高齢福祉社長	佐藤一郎君	君	農林水産長	渡辺竜五君	君
観光商工長	伊藤俊之君	君	建設課長	石塚道夫君	君
下水道道長	和倉永久君	君	学校教育長	小林泰英君	君
社会教育育長	渡邊智樹君	君	両管津理病院長	塚本寿一君	君
選挙管理委員会	木下勉君	君	監査委員	源田俊夫君	君
農務委員会	島川昭君	君	消防長	深野俊之君	君
総務課長	本間聡君	君	農林水産課長	坂田和三君	君

事務局職員出席者

事務局次長	村川一博君
議事調査係	太田一人君

午前10時00分 開会・開議

○議長（祝 優雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、平成24年第3回佐渡市議会定例会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（祝 優雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、佐渡市議会会議規則第80条の規定により、2番、荒井眞理さん及び4番、渡辺慎一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（祝 優雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今定例会の会期及び会期日程について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、金田淳一君。

〔議会運営委員長 金田淳一君登壇〕

○議会運営委員長（金田淳一君） おはようございます。去る6月8日に議会運営委員会を開催し、6月定例会の会期及び会期日程について協議いたしました。その結果についてご報告いたします。

会期につきましては、本日6月12日から6月28日までの17日間といたします。

会期日程につきましては、お手元に配付の6月定例会会期日程表をごらんください。

本日6月12日、本会議。この後、さきの臨時会における副議長選挙に伴う議席の一部変更を行い、諸般の報告、行政報告、施政方針演説、議案の上程、提案理由の説明、議案質疑、議案等の常任委員会付託を行います。議案の内容について若干申し上げますと、本日提案される議案第72号、一般会計補正予算（第2号）は、さきの3月定例会において議決した、いわゆる骨格予算に対する肉づけ予算であります。なお、本会議終了後、第2委員会室で各派代表者会議を開催します。

あす13日水曜日は、午前10時から第3委員会室で議会報編集特別委員会を開催いたします。

14日木曜日は代表質問を行います。質問者は4会派であります。

15日金曜日は、午前10時から第2委員会室で新市建設計画等特別委員会を、同じく午後1時30分から議会改革特別委員会を開催いたします。

18日月曜日から20日水曜日までが一般質問となります。質問者は10人です。20日水曜日の一般質問終了後、追加議案の上程、提案理由の説明、議案質疑を行います。追加議案については、北狄及び北小浦地区の漁港施設に係る工事請負契約並びに一般会計補正予算（第3号）及び水道事業会計補正予算（第1号）であります。このうち、工事請負契約につきましては、入札日の関係で追加議案とするものであります。また、一般会計補正予算（第3号）及び水道事業補正予算（第1号）につきましては、いわゆる肉づけ予算以外の補正予算であります。現在鋭意調整中のため、追加提案としたい旨の申し入れがあったため、この日の議題とするものであります。追加議案の委員会付託の後、現在不在となっている議会推薦の農業委員2名の推薦の件を議題といたします。これは、執行部から事務手続の必要上、早期に議決するよう要

望されたことから、この日の議題とするものであります。なお、本会議終了後、第2委員会室で各派代表者会議を開催いたします。

21日木曜日から27日水曜日まで常任委員会審査であります。25日月曜日は、追加議案の上程、提案理由の説明、議案質疑、追加議案の委員会付託を行います。この日の追加議案は、国保関連案件であります。国保運営協議会が22日に開催されることから、この日に追加提案されるものであります。27日は、午後3時をめぐりに常任委員長報告の配付、質疑、討論の受け付け、その後議会運営委員会を開催いたします。

翌28日金曜日が最終日となります。なお、最終日の本会議は午後2時の開会といたします。

以上です。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 議事進行ですけれども、今は会期日程に対する報告です。

○18番（金子克己君） それでいいです。

○議長（祝 優雄君） これに対する質疑ですか。

○18番（金子克己君） いや、議事進行です。

○議長（祝 優雄君） 今は議事進行はなじまないと思います。この場面は、委員長報告に対する質疑でありますから。

○18番（金子克己君） いや、質疑でもいいです、それなら。進めてください。

○議長（祝 優雄君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

金子議員。

○18番（金子克己君） 私は議会運営委員の一人であり、当然委員でありながらその委員長に質疑をすることは決して許されざることではないと私は考えておりますが、あえて質疑をさせていただきたい、そのように思っております。

私の手元に平成24年第3回6月佐渡市議会定例会会期日程表が私の手元には違うものが2表あります。1部は、6月8日の議会運営委員会でこの定例会の日程表を作成する委員長案の写しであります。そして、今ほど議会運営委員長が日程を説明した、この1通であります。あと1通は、きょうの初日に本会議が終わった後、議会運営委員会が開かれるという追加をされた文書であります。私は、これを委員長のもとで一部議会運営委員に配信されたものかどうかを確認をいただきたいために先ほど議事進行をかけたわけですが、議長がそれはならない、委員長質疑に移りなさいということなので、あえて、3回しかできませんので、確認をさせていただきながら質疑をさせていただきます。

先ほど言いましたように、委員長案というこの日程表は、8日の日に議会運営委員7人のうち5人が出席をし、議長、副議長列席のもと、数名の議員の傍聴の上、慎重審議の上、決定されたものであります。しかし、この追加をされた議会運営委員会のきょうの本会議が終わった後追加されたこのあと1表については、最終的には決まりませんでしたけれども、私の手元にはこのように2部あるということであります。

そこで、本当は議長によってこの文書が議会運営委員長の承認のもとに一部委員に配信されたものか私は確認をとっていただきたかったと思ったわけですが、これは間違いなしに委員長承認のもとに配信されたものと私は確信をしております。しかし、なぜ委員7人のうち5人が出て慎重審議をし、きょう先ほど委員長が報告したとおりの日程表があと1部、この追加、変更後の日程表として配信された、その理

由を、取り消されたとは言いながら、その理由を聞かせていただきたいのであります。なぜ一部委員や委員以外の議員によりこの議会運営委員会で決定される委員会室以外で追加事項を相談後、成立のために急遽議運開催を持ち回りで決定をしようとした経過はぜひお聞かせを願いたい。そして、それが取り消された理由もあわせてお聞かせ願いたいのであります。そして、この追加を予定した委員会の開催の目的は、何を案件にしようとして考え、どなたが主導で進められたのかを委員長から報告を願いたい。私は、今回の件は議会運営の根幹を覆し、議会活動を愚弄した行為が含まれていると考えております。委員長の答弁を求めます。

○議長（祝 優雄君） 会期日程の質疑には私はなじまないと思いますけれども、委員長、答えられますか。よろしいですか。

議会運営委員長、金田淳一君。

○議会運営委員長（金田淳一君） それでは、お答えをさせていただきます。

8日の議会運営委員会において一般質問の進行方法の効率化について議論がございました。具体的には、午前中の質問者が早目に終了した場合、残りの時間で午後の質問者の1回目の発言を午前中に繰り上げることができないかという是非について一定の議論をいたしました。結果といたしましては、現在議会改革特別委員会が鋭意活動中でございますので、同委員会の協議にゆだねるべきとの結論に至り、8日の議会運営委員会は終了いたしました。しかし、会議が終了した後、委員長の私、それから副委員長、あるいはその他の議運委員の皆さんで雑談をしている中で、委員会の議論の中で本件について前向きな発言が多かったこともあり、また欠席の委員も2人いらっしゃったということもあり、できれば早目に結論を出すためには何かできないかなということで、本会議初日に議会運営委員会を開催し、再度協議することはできないだろうかというふうな話が出てまいりました。しかしながら、本会議初日に議会運営委員会を開催することは、議会運営委員会が一たん了承した会期日程案を一部変更することになりますので、当然全委員の了解が必要になります。したがって、その場に居合わせた委員以外の方々に事務局を通じて連絡をいたしました。一たん会期日程案を決めた後でこのような話が出てくるのはよろしくないという意見があり、結果として全委員の了解を得られませんでした。しかしながら、一たん電話で確認した場合には了承された委員さんもいましたものですから、議会からファクスでその場に居合わせなかった委員の方々に変更になった日程案を送信したというふうなことであります。

以上のような経緯から、定例会初日に議会運営委員会を開催することについては、一たんそのような協議をいたす委員会を開催できないかという持ち回りのお願いはいたしましたが、そのようなことで今回は白紙となって戻っております。したがって、先ほどご説明したとおり、今定例会の会期日程におきましては、本日議会運営委員会を開催する予定にはなっておりませんので、その旨ご了承お願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 金子議員。

○18番（金子克己君） 経過を説明しますと、6月の8日の10時からの議会運営委員会では、先ほどの日程、委員長案を慎重審議で決定をし、そして先ほども言いましたように委員は7名のうち5名が参加をして、そして審議をされたわけです。そして、委員長案どおり、一部変更ありましたけれども、決まり、閉じる

間際に議長の発言で、何とか一般質問の改革の中で、簡素化の意味でもあり、時間のロスを省くためにも一般質問を午前中2人できるところまでできないかという議運に諮る発言があったというように私は記憶しております。しかし、委員の中から、この問題については議会改革特別委員会で案件となっており、既に午前中2人実施すべき、午前中に2人目の第1回目の質疑だけでもできないかという提案が既にあり、この議会改革特別委員会でも検討の素案になっておる事項でございますので、今議長から発言されたこの6月議会から実施したいということについては、特別委員会でも素案になっておる事項であるので、9月の実施に向けて、そこで議会改革特別委員会にゆだねようということで全員了承し、このことについては議長もそれ以上の発言もなしにおさまったかに、そして散会をしたというように私は記憶しております。その後、私が12時過ぎに自宅へ帰ってみましたら、メールで私のところにこの変更後の日程表が、これは事務局で委員長の発言のもとに素案をつくり、参考として私のところへメールで送ってくれたものと思っております。その中に件名としては、議運の持ち回り事項であるということでありますので、私はこれで返信を出しました、私なりに。私としては認められません。議運の中、議長発言で議会改革の一環として一般質問の時間調整について提案があり、その件については議会改革特別委員会案件でもあるので、委員会で早期に結論を出して、できたら9月議会から実施も考慮と私は認識をし、委員会閉会后、退席しました。委員会閉会后、議長発言で一部議員の集合で8日午前の議会運営委員会で決まったことが変更で、一部の議員の進行で進めている様子に違和感を私は感じております。何が持ち回りですか。今後も議長はこういう手法をとる考えでいるのですかという返信メールを同じ8日の12時41分に私が事務局に発信をし、これ以後慌ててこれが取り消された理由なのではないでしょうか。委員長の発言を求めます。答弁を求めます。

○議長（祝 優雄君） 委員長が答弁しますか。私がお答えしましょうか。

では、金田委員長。

○議会運営委員長（金田淳一君） 先ほどお答えいたしましたとおり、本日の本会議後に議会運営委員会を開かせていただけるかどうかということで、持ち回りという意味で了解を得るために議会事務局から電話をいたしました。

（6月28日発言取り消し）ですので、事務局からファクスあるいはメールですか、連絡が行ったのだと、日程表が送られたのだというふうに理解しております。議会運営委員会としては、自分たちの所管事項の中で一般質問のあり方等も協議することがございますので、その中で議会を改革をするという方向性にかんがみまして、なるべく早い時間帯にできないかなということを考え、相談をしていただけないだろうかという趣旨でお諮りをしたことでございます。しかしながら、その後反対の皆さんのご意見が出てまいりましたので、それを撤回をいたしまして従来どおりの日程で行ったということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 金子議員。

○18番（金子克己君） 電話が来たのは事実です。電話はあります。ここにあります。11時41分に、電話をしたとおり6月12日の定例会初日に議運委員会を開催する件について、変更後の会期日程を送りますというメールが私に届いております。しかし、その中では私はそれはおかしいのではないかと聞いたことは事実ですよ。その後このメールを、その案件を聞いた後、メールで認められませんというメールを送ってお

るのです。何が私が認めたのですか。開催することをだれがそんなこと職員が言ったのですか。私は徹底的にやりますよ、そんなのなら。先ほども言いましたように、佐渡市の議会は委員会中心主義で来ております。委員会に付託された案件については、委員会が責任を持って議員自らが判断をし、そして決定されたものは重要視されており、そして委員長権限でこうやって進められております。その委員長が6月8日の10時から開かれた日程については原案どおり認めたものにかかわらず、それを覆す議長の発言によって、議長の進行によって一部議員だけ、議長の意のままに動く議員が集まって、議長室においてこのことが議論をされ、メールで2人の議員に配信をされて了解を求める文書が回ったわけでございます。これは全く議員自らが自分の権利を放棄したものととられかねない行為であります。そしてまた、このことは議長自らが越権行為で行った行為と私はとらえております。ぜひ先ほど電話で私が了解をしたという発言の真意は、事実はどこにあるのか、これは委員長になるのか議長になるのか精査をしていただきたい、そのようをお願いをします。答弁を求めます。

○議長（祝 優雄君） これは私が答弁します。

金子議員、少し認識が違うところがあるのだらうと思います。この件については、私が主導したのでも何でもありません。委員会以後、歓談の場で、特別委員長もおられて、その場で出てきた話なのです。そこで、できることは今議会からやればいいではないかというような話でありましたので、私のほうからは最後に、この場面は委員会が終わったばかりだから、持ち回りをきちっとして委員会を開いてくださいよというお願いをしたのです。そこのところを間違わんでください。これが正確な話ですから。

このほかに委員長ありますか。

金田委員長。

○議会運営委員長（金田淳一君） 先ほどお話ししましたとおり、議運の委員会の所管事項の中に一般質問のことを検討する事項がございます。 _____

_____（6月28日発言取り消し）しかしながら、その後反対の意見があったということで、その事項についてはそれで取り下げたということでございますので、私といたしましては持ち回りの議運ということはこれから必要でございます。ただ、今回の事件を参考にしまして、慎重に皆さんの意見を聞きながら委員会の審査を進めていこうと思っておりますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありますか。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） これは、委員長のお話を聞いておると全く不見識である。委員長の資格ありませんよ。大体議会運営委員会が一般質問のルールを変えるというようなことを審査する権限はないのです。一般質問ということになると議会だけで決められる問題ではないのだ。これは答弁側とも協議をして決めなければならぬことなのです。そのことを委員長はあたかも議会運営委員会で審議ができるかのような錯覚を起こしておりますが、その点はどうなのですか。

○議長（祝 優雄君） 金田委員長。

○議会運営委員長（金田淳一君） お答えいたします。

もちろん質問ですから、答えるほうがあるのは間違いございません。したがって、そういうふうな話が進行していけば、当然執行部との意見交換も必要になってまいります。そのときには執行部からも同席をいただいて協議をするという形になると思いますが、議運の権限として一般質問に関する事項というのはあるというふうに私は理解しております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それは全くあなた認識不足なのだよ。そこで、議長にお願いをしますが、これこんな禅問答やっておると、これテレビ映っておるのです。一体新しい議長になってからとんでもないことやっておるなというふうに見ておる人もおりますよ。そこで、本会議場でこんなやりとりをやるというのはいかがなものかと思うから、それと私もこの議会運営委員会傍聴しておった。そのとき議長がちらっとそういうことを言ったけれども、そのとき金子克己君が議会改革特別委員会の中でその問題のテーマがあると、今後その審議に待つべきではないかという発言があつて、そうだなということでこの議会運営委員会は終わったはずなのです。ところが、その後で議会運営委員だけに連絡が行って、そしてこの大事なことを協議しよう、そのために先ほど金子君のところ行って見せてもらったら本日議会運営委員会が開かれるような通知文書みたいの持っておるわけです。こういうことがあつては、これは大変なことなのです。そこで議長に直ちに会場をかえて、この事件のてんまつを明らかにして、そして速やかに本日の日程どおりの私は議事日程を進めるべきだと、こう思いますので、ぜひひとつそういう措置をとってほしい、こういうことです。

○議長（祝 優雄君） 今加賀議員にもう一度お尋ねをいたしますが、このまま進めて、そして委員会で調整よということなのですか。

○22番（加賀博昭君） いや、そうではなくて、委員会ではなくて、これを休憩して、これは本会議でこんなことやっておったら大変です。議員何やっておるのだと、今ごろになってまたそんなこともわからぬかという非難も出ますから、ここはテレビの入らないところというのはおかしいけれども、一体どういういきさつで議会事務局の職員は連絡をとったのか、これは別に局長の責任追及ということで申し上げておるのではないが、これは議会事務局長の重要な仕事の権限の中に入る部分があるのです。そこで、まずこの議場を一時休憩にして、短時間のうちに何が起こったのかということを全議員に明らかにして、そして本日の会議を速やかに開くべきだ、こう思うので、議長においてそのように処置されたい。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） では、暫時休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（祝 優雄君） 再開します。

それでは、議会運営委員会を隣の部屋ですぐ開催いたします。委員の人は集まってください。

暫時休憩をいたします。

午前10時34分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（祝 優雄君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議運委員長から報告を求めます。

金田委員長。

○議会運営委員長（金田淳一君） 休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

先ほど金子議員の質疑に対して私のほうから本会議初日に議会運営委員会を開催することについて、金子議員から一たん了承いただいたので、変更後の会期日程案を送信した旨何度か答弁いたしましたが、休憩中の議会運営委員会において事実を確認いたしましたところ、それは行き違いであったことが判明いたしましたので、陳謝をいたします。申しわけありませんでした。なお、発言の削除の手續につきましては、事務の都合により、会議録整理の関係から本日は困難でありますので、後日会期中に行うものいたします。金子議員、加賀議員におかれましては、そのようにご了解をお願いいたします。この件について、私の不手際により議員の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり今期定例会の会期は、本日から6月28日までの17日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は17日間と決定をいたしました。

日程第3 議席の一部変更

○議長（祝 優雄君） 日程第3、議席の一部変更の件について議題といたします。

お諮りします。さきの臨時会における副議長選挙において、お手元に配付の変更議席表のとおり議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付した変更議席表のとおり議席の一部を変更することに決しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（祝 優雄君） 日程第4、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

日程第5 行政報告

○議長（祝 優雄君） 日程第5、行政報告について市長から発言を求められております。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、報告をご説明させていただきます。

平成24年第3回佐渡市議会定例会に当たりまして、平成24年第1回佐渡市議会定例会以降の行政報告及びその他の報告事項についてご説明を申し上げます。

初めに、トキの状況についてご報告を申し上げます。4月22日に国内の自然界では36年ぶりとなるひなの誕生が確認され、これまで3組のペアに8羽のひなが誕生いたしました。また、5月25日から27日にかけて、自然界では38年ぶりとなる3羽のひなの巣立ちが確認され、これまでに5羽のひなの巣立ちが確認されました。そのうちの1羽については、7日の夕方を最後に行方がわからなくなっており、幼鳥たちが無事にひとり立ちするまでにはまだまだ多くの課題があります。たくましく成長していく幼鳥たち、これから巣立ちを迎え、ひなたちを温かく見守っていきたいというふうに考えているところであります。

今回のひなの誕生と巣立ちは全国から注目を浴びており、5月11日から21日までに行いましたひなの愛称募集におきましては、全国から6,193通もの応募をいただいたところであります。また、ゴールデンウィーク期間中のトキの森公園の入場者は9,398名、前年同比144.5%増、5月の入場者数は2万916人、前年同比で166.0%となっているところであります。5月29日からは、ひなの誕生、巣立ちを祝い、トキを身近な存在として見守ってほしいという願いを込めまして作成いたしましたトキの出生届あるいは健康手帳等も好評でございまして、6月8日の時点で1,749通を交付をいたしましたところであります。これらの代金につきましては、全額トキ環境整備基金に積み立て、トキの保護増殖、環境整備に活用させていただくことといたしております。

続きまして、その他の報告事件についてご説明を申し上げます。報告第7号から第22号までの16件の専決処分につきましては、議会の委任事項であります損害賠償を専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

報告第23号 平成23年度佐渡市一般会計継続費繰越計算書については、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

報告第24号 平成23年度佐渡市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第25号 平成23年度佐渡市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第26号 平成23年度佐渡市下水道特別会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、それぞれ別紙のとおり報告するものであります。各会計の事業ごとの繰越額につきましては、一般会計が28億8,291万円、簡易水道特別会計が2億5,621万6,000円、下水道特別会計が2億4,035万円であり、財源も財源内訳のとおり、あわせて繰越をしております。一般会計の繰越事業の主なものは、国の補正予算を受けての防災対策事業や地元調整等に不測の日数を要した道路橋梁維持修繕補修事業でございまして、

報告第27号 平成23年度佐渡市一般会計事故繰越し繰越計算書については、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。繰越理由につきましては、積雪などの影響により事業実施に遅延が生じたため、事故繰越しとしたものであります。

報告第28号 平成23年度佐渡市水道事業会計予算繰越計算書については、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

報告第29号 佐渡市土地開発公社の経営状況について、報告第30号 社団法人佐渡市真野自然活用村公社の経営状況について、報告第31号 有限会社クリエイトはもちの経営状況について及び報告第32号 株式会社両津TMOの経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、当該法人の事業計画及び決算に関する書類を提出するものであります。

報告第33号 市有地の土地信託事業における収支状況については、市が三井住友信託銀行株式会社と土地信託契約をしている東京都新宿区西早稲田の土地にかかわる信託の収支状況について、地方自治法第243条の3第3項の規定により、当該信託の事業計画及び実績に関する書類を提出するものであります。

以上で報告事件の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） ただいまの報告第7号から報告第33号までに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

日程第6 施政方針演説

○議長（祝 優雄君） 日程第6、市長より施政方針演説を求められておりますので、これを許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 平成24年6月佐渡市議会定例会の開催に当たり、新市長として、私の市政執行に対する所信の一端を申し上げます。

はじめに、この度、市民の皆様の厚い信任を得て、新たに市長の職務に就くことになりました。この重責をしっかりと受け止め、議員各位、市民の皆様のご意見やご提言をいただきながら、全職員が一丸となって、佐渡市の活性化に全力を尽くす所存でございます。

さて、平成22年国勢調査によりますと、本市の人口は6万2,727人となり、5年前と比較して5,000人近く減少しており、過疎化に歯止めがかからず少子高齢化が進行している状況にあります。しかし、日本全体が人口減少社会に突入した現在、人口増加を前提に進めてきた政策を転換する時期に来ているのではないかと考えています。人口増加型パラダイムから減少に転換し、また高度成長経済社会から成熟社会に入った現在、市民の皆様が「どう生き生きと暮らしていけるのか」、日常生活技術の修得や市民一丸となった行動と意識改革を進めながら、連携を基本に循環・持続・安定を中心に佐渡型の経済構造とライフスタイルの確立に向けた意識改革が必要であると考えています。

本市の課題は複合的になっておりますが、根底には雇用環境の悪化、観光の衰退、過疎・少子高齢化の3つがあります。いずれもその解決が極めて困難なものばかりではありますが、複眼的な視点で解決策を検討し、事業の各段階で打つべき最善な方策を実行していくことが、私に課せられた使命だと考えております。

行政と市民の皆様と一丸となって課題解決に取り組むことによって、元気のある佐渡市を取り戻すことができると確信しております。このため、まず民間の意見を聴く場を設け、市民の立場に立った政策展開の仕組みづくりをします。これは、民間有識者に企画段階だけでなく実行部隊としても参画していただき、

進捗管理までを協働で進める仕組みを確立したいと考えています。本市の重要課題となっている雇用、観光、過疎・少子高齢化に加え、防災対策と行財政改革の5つの課題について取り組んでいきます。

佐渡の豊富な「宝物」を活用して、「自立できる島・若者が集う島」の実現を目指し、全身全霊を込めて市政運営に当たる決意であります。

それでは、平成24年度の主な施策につきまして、その概要をご説明申し上げます。

1. 地域資源を活かした産業の育成と雇用の拡大

地域の特性、独自性を活かした地域資源の発掘や再評価をし、それらに付加価値を付けることによって新たな雇用の場を確保できると考えています。そのためには、農林水産業の再生が第一であり、農林水産業を魅力ある職業にしていくことが必要です。生産から販売までの一体化や農商工連携、異業種交流を推進するなど、産業同士が連携できる体制整備をし、産業間生産波及力の向上を目指した付加価値の共有化が必要であります。

(1) 農林水産業の振興

本市の農林水産業の基本は、少量多品目・高付加価値化であります。この中で、基幹的農産物である佐渡米は「朱鷺と暮らす郷づくり認証米」を中心に好調な販売状況となっております。これは、G I A H S（世界農業遺産）として佐渡の生物多様性農業と農業農村文化の保全が後世に継承すべきと国際的に認められたことや、生産者自らが生き物や自然と共生する佐渡独自の農業を推進してきた成果であります。今後とも本市の多様な地域の特色を活かし、生産から加工・販売ができる体制を整備し、ブランド力の向上と経営体の基盤強化を図り、農山漁村環境の保全と地域経済の循環を重視する仕組みづくりを推進します。

しかし、一般的には本市の農林水産物は、品質が優れているにもかかわらず市場での評価は決して高くないことから、世界農業遺産の国際的な価値の証明とあわせ、新潟大学の寄附講座により環境保全型農業の生物多様性保全効果を学術的に評価するシステムを構築するなど、国際的・学術的な価値の証明により、企業等販路の拡大及び開拓に努めます。

本年度は本市において、「生物の多様性を育む農業国際会議」を開催し、生き物を育む佐渡の農業システムを世界に発信します。

農林水産物のブランド力を高めるには、佐渡全体の環境イメージの向上も必要であることから、農業農村における温室効果ガス排出削減に積極的に取り組むなど環境に配慮した農業を推進するとともに、太陽光発電設備の導入支援の拡大や、生ごみの堆肥化・減量化の促進により、更なるブランド化を図ります。

佐渡産園芸作物のブランド化と販売経路の構築を図るため、新たな園芸作物の栽培・流通への支援をします。特に、本年から発生する葉たばこ廃作地を重点に取り組み、耕作放棄地の防止にもつなげていくとともに、契約栽培による地場産品を取り扱う給食施設や店舗、ホテル等を拡大し地産地消・地産外消を図ります。

これまでの生産を中心とした農林水産業から、生産・加工・販売を一体化した6次産業への展開を推進することにより、所得の向上及び就業の場の確保を図ります。特に水産業においては、養殖の拡大を視野に入れ、加工・販売が可能な生産体制の構築に対し支援をします。

さらに、担い手不足が大きな課題であることから、コメと単収の高い果樹や畜産等を組み合わせた農業経営を推進し、就農研修生と研修を受け入れる農業法人等を支援し新規就農の促進を図ります。

また、新規就農希望者に住居、農地、農業機械等を確保し、農業研修をサポートする「里親制度」の創設に向けた体制整備を進めるとともに、農業経営体や農業公社による若者の研修受入れ体制の充実を図ります。

しかしながら、これだけでは地域農業の活性化は困難であります。地域で農地の保全や経営の効率性を図るため、高齢・小規模農家等も含めた多様な農家が連携する集落営農を推進するとともに、集落・地域の実態に即した地域農業システムの構築を進めます。この中で、農地の出し手への協力金を交付し、地域の担い手への農地集積を図ります。

さらに、里山の景観保全を図るため、間伐材や竹林、もみ殻等の循環資源の利用及び処分の研究をし、環境への負荷の少ない持続的可能な循環型社会の形成を目指します。

（２）商工業の振興

商工業の活性化は事業者自らの努力が基本であります。生産から販売までの仕組みづくりを進め、異業種参入や異業種連携による事業者の第二創業化の推進、更には農産物の生産等の付加価値の創出に向けた取組を支援するとともに、事業者の意識高揚を図ります。また、企業の共同研究や企業のニーズと大学のシーズとのマッチングなど、企業間連携や産学連携を推進するため、企業と大学の橋渡しをします。

その中で、生産者グループや食品加工業者等を中心に、研究者や首都圏消費地等と連携し、規格外の果樹類や島内では利用されない山の幸・海の幸を原料とした高付加価値商品の開発に取り組みます。特に、社内通販など新規販路網の開拓を目指します。

工業分野における競争力向上を図るため、新潟大学を始めとした県内外の研究機関との連携を強化し、市内企業と研究機関の共同による国等の研究資金の確保を目指します。あわせて、将来の本市経済を担う人材の確保と育成に向けて、インターンシップの受入れ企業・団体等の拡大を図り、積極的な受入れ体制の構築に取り組みます。

大卒者等のＵ・Ｉターン者の雇用を確保するため、島外で開催される大卒者向け合同企業説明会に市内企業が参加する費用を助成し、ミスマッチ業種の解消や人材確保を図ります。

２．島民が一体感を持った観光振興

国内の自然界で36年ぶりにトキのひなが誕生し、全国から注目を浴びています。これを観光産業の起爆剤として、佐渡のあらゆる魅力をリアルタイムに全国に発信し観光振興を図ることが重要であります。しかし、豊富な観光資源を有しているにもかかわらず、その魅力が分散されており、また「個客」ニーズを十分に活かしきれていない状況にあります。

よって、観光理念を統一し、それぞれの個客ニーズに対応した物語性のあるメニューを提供し誘客を図る必要があります。また、以前の120万人観光を追い求めるのではなく、収益性の向上を目指した事業体質の改善と個客サービスの向上を両立させることが必要となっています。

一方、交通インフラの整備は、誘客対策において非常に重要であります。特に本土との交通インフラは、単に島民の安全・安心を確保するだけでなく、観光等交流人口の拡大を図る上で不可欠なものであります。

（１）観光等交流人口の拡大

これからの観光は、近隣地域との連携が必要であるため、対岸の新潟市、長岡市、上越市、柏崎市等との連携を図るとともに、個客ニーズに対応した体制づくりを進めます。特に国や県、新潟市との連携のもの

と、トキめき佐渡・にいがた観光圏整備事業として、観光誘客及び滞在の促進に向けた取組を展開するとともに、新たな着地型商品の開発・販売に力を入れていきます。

また、2014年の北陸新幹線開業を視野に、上越市やその周辺地域との協力のもと受入れ側としての整備を進めるとともに、能登との世界農業遺産連携による交流人口の拡大を図ります。さらに、旅行エージェントを積極的に誘致し、佐渡の魅力を体感していただき、旅行商品の企画に参画し、関西方面からの誘客を強化します。

本市には観光資源の一つとして優れた食材が豊富にあることから、契約栽培等により佐渡産の旬の食材にこだわった本物志向の食を提供するなど、おもてなしの質を高めることにより宿泊単価の向上や滞在泊数の増加、リピート客の確保の促進していきます。

観光資源の整備については、世界遺産の構成資産の一つである相川の歴史的建造物の修復を行い、鉱山都市として貴重な景観の保全を図り、重要文化的景観の選定を目指します。

また、ジオパークについては、ジオサイトの遊歩道や看板等の整備を進めるとともに、ガイドの育成等により持続的な活用に努め、平成25年の日本ジオパーク認定を目指します。

これらの新しい観光資源の活用を図る上で、既存の資源にも磨きをかけ、これらを点とするのではなく線でつなげて物語性を持たせることにより、新たな魅力を発揮させることが重要です。各種の着地型商品を造成するほか、既存イベントの拡充や食の魅力を追加することで多様化するニーズに対応した観光誘客の拡充を図ります。

資源の磨き上げの一つとして、相川地区を中心にした散策型観光資源を有効活用するため、新たに整備した拠点施設の機能をフルに発揮させ、より満足度の高い旅の提供を図るとともに、調査や研究のために訪れる学生等の研修の場としての活用を図ります。

また、県の大佐渡石名天然杉も多くの入込みがあり、これまで山野草が咲く頃に人気の高かったトレッキングが、雪で閉ざされる期間を除いた通年化に向かっていることから、登山者の安心や満足度の向上を図るため、情報提供の充実や安全対策を行います。

また、フィルムコミッションを機能させることにより、マスメディアへの露出を高めるとともに、全編市内で撮影をする映画「飛べ！ダコタ」の公開に合わせて話題性の高い宣伝活動を展開します。

新たな体験メニューや民泊の受入れ態勢等を整備し、教育旅行の誘致を推進するとともに、民泊の受入れ集落と連携し、グリーン・ツーリズムを主体とした都市との交流活動を推進します。

外国人旅行客の誘致については、官民一体となった国際観光受入基盤の整備を進めるため、ホテル等の観光施設の多言語化等に対し支援を行います。また、日本在住の留学生や旅行業社等への情報提供やモデルツアーを実施することにより、招へい者を通じた海外関係者等への情報発信を強化します。

（２）交通インフラの整備

航空路については、観光客、物流のメリットのみならず、市民の安全・安心の観点から重要であるため、佐渡空港の滑走路2,000メートル化に向けて、早期に空港用地の地権者の同意を取得し、関係機関に対する働きかけを強化しながら、拡張整備の早期事業化を目指します。また、佐渡一新潟航空路線については、新潟空港ターミナルでの利便性の向上を図るなど、県とともに利用促進を図りながら、安定した運航体制の確保に努めます。

航路については、運賃の低廉化と運航体制の安定化を図るため、社会資本整備総合交付金を活用して、佐渡汽船の代替船建造に対する支援を行います。また、大学等との交流を推進するため、大学生等の航路運賃を助成するとともに、航路事業者への学割制度導入を働きかけていきます。

また、昨年6月に設置された「佐渡航路確保維持改善協議会」において新潟県における佐渡の位置付けを明確にし、佐渡航路の活性化を図ります。

さらに、北陸新幹線の開業効果を最大限に活かすために、「新幹線まちづくり推進上越広域連携会議」に参画し、交流人口の拡大や航路の利用促進を図るための二次交通手段の拡充策を検討します。

島内公共交通体系については、周辺地域と医療機関や中心街を結ぶバスの運行や高齢者の運賃割引サービスなど様々な実証実験を行いながら、運行時間帯別に需要にあった運行方法へ変更するなど効率的な運行を目指します。あわせて、高齢者の免許返納やノーマイカーデー等による自家用車から公共交通への転換について検討します。

また、利用者数の少ない路線については、便数やエリアを考慮しながら予約型の乗合運行や多様な運行主体の検討をします。

3. 過疎・少子高齢化に対応した地域づくり

過疎化が進む中で、地域運営が困難になるとともに、コミュニティの弱体化が進んでおり、単一の集落や地域住民だけで課題を解決することが困難な状況であります。地域の実態を把握し、その地域の特色を活かした活性化策が必要です。

また、高齢者の生きがいづくりや子どもを産み育てやすい環境整備を進めることによって地域活力の活性化を図ります。

(1) 高齢化集落対策

地域運営が困難な集落においては、地域間連携や企業の地域貢献、都市との交流等を推進し、市がそれらのつなぎ役としての役割を担うとともに、集落と大学やNPO等とのつなぎ役となる「集落支援員」を配置し、集落行事等の維持・活性化や地域の課題解決を図ります。

また、都市住民等の人材による「地域おこし協力隊」制度を活用し、外部からの視点で未利用・未活用資源を発掘することにより、地域産業の振興や都市との交流促進による地域の活性化を図ります。

一方、授業の一環として大学から地域に入っていただき、集落や地域団体とともに地域の課題解決に取り組み、固有の文化や習慣等に合致した総合的な支え合い・見守りの仕組みを構築するための実証研究を行います。

集落での維持管理が困難になってきた道路等については、地元の建設業者の地域分担制を導入し企業の地域貢献を土台に地域を守り、あわせて建設業の活性化を図ります。

地域の活性化においては、若者が定住することが重要であり、特に島外で生活している若者の移住は波及効果が期待できます。このため、若者のU・Iターン者への家賃助成や既に移住した方の協力による情報発信等への支援により若者転入者の促進を図ります。

地域活力の維持には、支所・行政サービスセンターが地域の拠点となって地域を支える役割を担う必要があると考えています。これまで、行財政改革を進める中で、旧市町村単位からエリア単位へ行政サービス提供の転換を図るなど、支所等の差別化や規模縮小をしてきましたが、このことをしっかりと検証をし、

地域活動を支援する機能として支所等のあり方を検討します。

（２）高齢者の生きがいづくり

高齢者の健康と生きがいづくりのため、高齢者の働き方の仕組みづくりを進め、元気な高齢者を増加させるための生産活動を活性化させます。また、心臓血管疾患、糖尿病、呼吸器疾患などを引き起こすとされる歯周病の予防と早期発見のため、歯周疾患検診費用を無料にし、健康管理を促進します。

高齢者福祉については、新たに第５期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画がスタートします。本年度は、施設入所待機者の解消を促進するとともに、「医療・介護・住まい」が一体となったサービス付き高齢者住宅等の整備を民間活力を活用して取り組んでいきます。

また、医療・福祉・介護の拠点づくりに向けて市民の自主性を更に醸成するため、福祉版コンパクトシティ構想を推進し、地域での支え合い体制を構築していきます。特に本年度は、ワークショップで出された課題解決に重点を置き、自助・共助・互助関係の確立のためモデル地域で事業を展開していきます。

介護福祉分野における人材不足については、資格取得に対する支援を行い、雇用の確保に取り組めます。

新佐渡総合病院を中核病院とする島内の医療体制を強化するため、患者情報を共有する医療連携ネットワークシステムの構築に取り組めます。薬局や介護施設を含む医療機関等の双方向の連携システムにより、市民へ安全・安心な医療の提供を目指すとともに、中長期的な医師確保につながるよう努めます。

市立病院については、公立病院改革プランが平成23年度に終了したことから、第三者委員会によるプランの検証を行った上で、今後の経営形態を判断し、地域の重要な医療拠点として改革を進めていきます。

障がい福祉については、施設の生活環境改善と家族介護の負担軽減を図るための施設整備を支援することにより、障がい者福祉の増進を図ります。

（３）子育て環境の整備

少子化対策としては、ハード・ソフト両面での対応が必要であります。

子どもの医療費については、助成対象をこれまでの小学生から中学生までに拡大し、保護者の医療費負担の軽減を図るとともに、早期受診による疾病の重症化や感染拡大の防止を図ります。また、乳歯から永久歯までの一貫したう蝕予防対策として実施してきたフッ素塗布費用の助成については、全額助成に拡大することにより実施率の向上を図ります。

親子や親同士が気軽に集える場所の確保対策として、空き店舗等を利用した子どもの居場所づくりに取り組むほか、子育て支援センターにおいては、親子の交流の促進や育児相談、子育て関連情報の提供等を行い育児の不安と負担の軽減を図ります。また、買い物時に様々なサービスが受けられる「子育てエンジョイカード」の対象者の拡充と登録店舗数の拡大を図り、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

就学前の乳幼児期においては、発達に関する適切な支援を行うため、専門員による支援体制の整備に取り組めます。

保育園については、保育効果や安全管理の面から、適正配置に向けた統廃合を計画的に進めるとともに、多様化する保育ニーズなどに対応するため、保護者の意見を十分に聞きながら公立保育園の民営化に取り組めます。

また、保護者の急病などの緊急時における一時的な保育に対応するため、一時保育実施園の拡充を図り、核家族世帯でも安心できる子育て環境を整備します。

学校教育においては、子どもたちが郷土を愛し、夢と誇りが持てる教育を推進し、トキ、佐渡金銀山、佐渡おけさなど本市の魅力である自然、歴史、文化を学ぶ「佐渡学」を充実させ、将来、佐渡のことを語れる人材を育成します。また、職場体験等を通して市の産業や働くことの意義を学び、本市に定着して活躍できる人材の育成に取り組みます。

また、意欲・能力のある学生が経済的な面で心配することなく安心して学べるよう、奨学金制度により修学機会の確保を図ります。

さらに、子どものスポーツ競技力の向上を図るため、佐渡市体育協会と連携しながら島外遠征に係る費用の助成を拡充します。

学校統合については、地理的条件により学校統合が困難であった前浜、内海府、松ヶ崎及び高千地区において、本年4月から小中連携校としてスタートしており、それぞれ小学校と中学校が学習や運動のつながりを持つことで教科指導を充実させ、子どもの学力向上や社会性の育成を図ります。そのほかの学校統合については、小学校・中学校統合計画に基づき、地域住民の意見を十分に聞きながら理解と協力を得て推進をしていきます。

これら本市の子育て環境の充実を市内外に積極的に発信し、「子育ての島」としてブランドの構築を目指し、若者の定住・移住を促進します。

4. 災害に強い島づくり

東日本大震災を踏まえて、防災体制の充実を図るとともに、津波対策、原子力災害対策を中心とした地域防災計画の見直しを行います。

災害時の被害を最小限に抑えるためには、「早く知らせること、早く逃げること」が重要です。

早く知らせることについては、緊急時に全市民に迅速かつ確実に情報を伝えるため、既存のケーブル回線を活用した緊急情報伝達システムの構築を進めます。

また、早く逃げることについては、津波ハザードマップの作成や避難路を整備することにより、災害時における避難態勢の構築を進めます。そのためには、全ての地域において自主防災組織の結成を促進し、組織の育成・活動の支援を行い、地域防災力の強化を図ります。

5. 財政規模に見合った健全な行政運営

歳入の半分を占める地方交付税が、平成25年度で合併特例期間が終了し、平成26年度から段階的に減少することとなっていることから、その財源規模に見合った行政運営は最大の課題であります。将来を見据えた中・長期の財政見通しを立て、限られた財源の中で真に必要なサービスを提供していくため、公共施設や事業の整理統合を不断に行うとともに、民間活力と雇用創出が期待できる公共サービスの民間委託、いわゆるアウトソーシングを進め、自主財源の確保と徹底した経常的経費の削減など、行財政改革にしっかりと取り組んでいきます。

行財政改革を進めるには、職員の意識改革はもとより、市民のご理解とご協力が不可欠であります。積極的に行政情報を公開し、スピード感を持った現場主義、市民との対話重視による信頼関係を再構築し、満足度の高い行政サービスへ改善を図っていきます。このため、民間との協働により、市民目線での政策展開ができる仕組みづくりを進めます。

また、平成21年度に策定された将来ビジョンが、目標と実態に乖離が生じてきており、見直しが必要と

なっています。このことから、財政計画や職員適正化計画等と併せて見直しに着手します。

お わ り に

市長就任に当たり、市政運営に臨む私の基本姿勢と所信の一端を申し上げます。

私は、長い間、佐渡を離れて生活をしておりましたが、ふるさと・佐渡に対する愛着や誇りは強いものを持っていました。外から見た佐渡は、新潟県の中でも特に観光面において重要な所ですが、他の市町村と比較して佐渡の宣伝力は弱いと感じていました。佐渡市には誇れるものが豊富にあるにもかかわらず、アピールすることが苦手です。これからの時代を生き抜くには、積極的にアピールすることが必要です。

私はこのたび、自らが佐渡市営業本部長及び佐渡観光大使となり、全国や海外に積極的に足を運び、観光誘客、交流・定住促進、販売促進等を「頭動かずして尾動かず」を基本に、市長自らセールスマンとしてスピード感と行動力を持って営業活動を行っていきます。

「自立できる島・若者が集う島」の実現に向けて、自らが率先し、職員と一緒に知恵を出し合い、議論を重ね、一丸となって取組を進めていきますので、議員各位のご指導と、市民の皆様のご理解とご協力を心からお願いを申し上げまして、平成24年度の施政方針といたします。大変ありがとうございました。

○議長（祝 優雄君） ここで休憩といたします。

午後 0時20分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第65号から議案第72号

○議長（祝 優雄君） 日程第7、議案第65号から議案第72号までを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） よろしくお願ひいたします。

議案第65号 佐渡市緊急情報通信施設設置条例の制定について。本案は、市民等に対し緊急情報、防災情報等を伝達する施設として緊急情報通信施設を整備するに当たり、その設置等について必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第66号 佐渡市印鑑条例及び佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、住民基本台帳法の一部を改正する法律と出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が平成21年7月15日に公布され、平成24年7月9日から新たな在留管理制度が導入されることに伴い、佐渡市印鑑条例及び佐渡市手数料条例の一部を改正するものであります。

議案第67号 佐渡市子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、県の子どもの医療費助成事業補助金交付要綱が改正され、3人以上の子どもを有する世帯については、入院及び通院の医療費助成の対象が中学校卒業まで拡充されることに伴い、本市においては、子どもの人数

にかかわらず、全世帯について中学校卒業まで対象を拡充するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第68号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、危険物の規制に関する政令の一部が改正され、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が消防法上の危険物に追加されることに伴い、少量危険物の貯蔵及び取り扱いにかかわる技術上の基準について経過措置を設けるため、本条例の改正を行うものであります。

議案第69号 市道路線の認定について。本案は、2級河川中津川改修工事により右岸側管理道路分を地域防災の観点から市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第70号 市道路線の変更について。本案は、国営かんがい排水事業により路線の一部を変更する必要があることから、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第71号 市道路線の廃止について。本案は、国営かんがい排水事業により一般交通の用に供する必要がなくなったと認められる市道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第72号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について。本予算案は、平成24年度当初予算を人件費、公債費等の義務的経費や施設管理費等の経常経費を中心とした、いわゆる骨格予算として予算編成したことから、新たな政策的経費や新規事業などを中心とした、いわゆる肉づけ予算として予算編成を行ったところです。肉づけ予算の総額は8億8,500万円で、当初予算の骨格予算と合わせますと、平成24年度佐渡市一般会計の予算規模は、合併特例債事業の増額要因もあり、495億8,500万円となり、平成23年度当初予算に比べ31億円、率で6.9%の増となりました。また、2号補正は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ肉づけ予算額8億8,500万円を追加をし、予算総額を500億2,420万1,000円とするものであります。補正内容では、歳出では、市民と一丸となって佐渡に元気を取り戻し、自立できる島、若者が集う島を目指して5つの分野に重点的に予算を計上するもので、歳入では、その財源として地方交付税、県支出金、市債などを予算計上するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第65号 佐渡市緊急情報通信施設設置条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 緊急情報通信施設の設置条例についてお尋ねをいたします。

先ほど施政方針の中にもありましたが、新規事業で屋外の緊急情報伝達するのもやるということですが、具体的にはどういうイメージになるのかというのがちょっとわかりにくいので、お尋ねしたい。例えば放送管理者は危機管理主幹がやるということになっていますが、人員とか体制というのは具体的にどうなのか。そして、基地局というのですか、それを真野行政サービスセンターのCNSがあるところになるようですが、そういったものも含めて全体のイメージはどうなるのかお尋ねをしたい。

2点目は、24年、25年と2カ年に分けて端末とかの整備もしていくようではありますが、具体的にその端末機はどのぐらいの台数を入れて、1つ当たり幾らぐらいになっているのかお尋ねをしたいと思います。

3点目は、一般放送という言い方で定義をしていますが、結局ケーブルテレビのラジオ版というふうに考えていいのかどうなのか。もっと詳しく言えば、現在ケーブル使ってラジオも聞こえるようになっていきますから、本当にこの端末が要るのだろうかという問題もお尋ねをしておきたいと思います。

最後に、施行規則の第11条では、放送内容の制限で政治活動及び宗教活動というふうになっています。地区内で例えばある集落の中でも使えるというふうなことになっていますけれども、例えば集落の神事みたいなというのは結構そのイベントなのですが、そういったものもこういった中身に含まれるようになっているのかお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） それでは、中川議員のご質問にお答えしたいと思います。

緊急情報伝達システムの全体のイメージとしましては、屋内個別受信機をつけました各世帯、あるいは市内の全事業所に個別受信機を設置して放送を流す屋内整備事業と、今回2号補正でご提案しました屋外整備事業、いわゆる屋外拡声器を各地区に設置しまして、サイレンシステムを中心とした一斉放送を流すという2つのイメージがあります。今回の条例につきましては、この屋内整備事業、各世帯、事業所等に個別の端末機を置いて音声告知放送を流す、屋内整備事業に関しての条例でございます。

それから、この事業につきましては24年、25年度と2カ年で屋内整備を行うということでございます。現在のところ、入札はこれからとなりますけれども、端末機を2万5,000台ほど購入する予定でございます。それで、今条例が通った以降、市内各地区で申し込みを受け付けまして順次設置していくという形になります。値段的には端末機、定価で今のところ2万5,000円程度の金額でございます。

それから、放送内容に関して、規則の第11条の第3号、政治活動及び宗教活動に関するものについてでございます。これにつきましては、市内全域でもって例えば選挙運動とか、それから宗教に関する推進とか、そういうものをイメージしておりますので、集落の祭り行事のお知らせとかそういうものについては、これは集落内の一般放送としてみなすような形でございます。答弁漏れでございますでしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○危機管理主幹（本間 聡君） 今回の緊急情報システムにつきましては、音声告知放送ということでございますので、通常のラジオ放送とは違います。緊急放送あるいは防災情報、それから地域の情報を一方的に連絡する、お知らせするという形ですので、通常ラジオが行っている放送とは違うということをご認識いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） そうしますと、予算の関係は予算のほうで聞きますが、今ケーブルテレビ等、例えばケーブルテレビにラジオが今つなげるようになっていきますよね。それを応用する、それを使うということとはできないのでしょうか。つまり今デジタルになっていますから、わざわざ1台2万5,000円するのかわかるかわからぬが、それを2万5,000台、この端末買うよりも、例えば今あるテレビの中で、ちょっと技術的にどうなのかわからぬのですが、そういったことはできないのかどうなのかお尋ねをしておきたいと思いますし、もう一つは施行規則第11条の関係で放送内容、今のお話だと佐渡全域においては宗教活動

みたいなのはだめで、集落内の一般放送についてはそんなにたがはめていないのだよというような言い方だったのですが、例えば何とか祭りみたいのというのは必ず神事、あるいは厳格に言うと宗教的な色合いがあるわけですね。そういったものはどういう扱いなのか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

本間主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） お答えします。

この音声告知放送につきましては、例えばコミュニティーFMのようなラジオ機能、いわゆるラジオ放送を電波で飛ばすというようなものではございません。あくまでもケーブルテレビの回線を使いまして、有線を使つての放送を流すというシステムでございます。なお、ケーブルテレビもラジオ放送も聞こえるようになっております。端末をつなげることでラジオ放送も聞こえるということになります。

それから、先ほど規則の第11条第3号の政治活動及び宗教活動につきまして私の説明が舌足らずで大変申しわけございません。実を言いますと、集落の祭り等につきましては、集落の行事として基本的に集落内の地区住民に区長さんからいついつでやるとか、そういういわゆる行事の伝達方法として認められるということでございます。基本的にこれは公共放送でございますので、通常の選挙運動等の際の放送とか政治活動、あるいは一般の宗教的活動につきましては放送制限をかけさせていただくということでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） もう一点だけ。

先ほどから聞いているのですが、例えば行政テレビ今きょうも映っているわけですが、このテレビの部分を例えば今言ったような緊急時にそういったもの流すというふうには技術的に無理なのでしょうか。何言いたいかというと、テレビだったら大体各家庭にあるわけです。放送局も持っているわけですから、地震があったぞというときに、ばあんとCNSで強制的につくのか、そういうふうにすれば1台2万5,000円の2万5,000台か、要らないかなというふうに思うので、その辺どうなのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

本間主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 基本的にこのシステムにつきましては、ケーブルテレビの放送とは、ケーブルテレビのシステムとは全く別個のものです。ケーブルテレビの回線を利用して放送を行うと、音声告知を行うというシステムでございます。それで、センター装置も別個のものですし、放送卓も別個に設置するという形で、ケーブルテレビとは全く別個のシステムであると、いわゆる防災行政無線の優先型のシステムであるということでご理解願いたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） この件につきましては、私も一般質問で上げてある案件なのですが、いわゆる防災無線ということで、防災無線ではないわけなのですね。ケーブルで引いて各戸に入れるという形なのですが、それが破断されたらどうなるのかということは恐れているわけなのですが、それについては、知らせるに当たって、これは24時間体制で張りついているのか、震度何度によってその告知、

知らせるということになるのでしょうか。その点お聞かせください。

○議長（祝 優雄君） 答弁許します。

本間主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） お答えいたします。

1 点目の質問で放送の体制につきまして、緊急地震速報あるいはＪアラートからつながる放送につきましては自動的に放送に流れるという形になります。例えば緊急地震速報につきましては震度４以上の地震が来る場合に流れることとなりますけれども、自動に全世帯に大音量で流れるという仕組みになっております。

なお、放送の体系なのですが、現在では本庁、各支所、それから消防本部、それから各消防署に放送卓を設置します。緊急の放送の場合には、本庁で対応できない部分については消防本部等で対応する、例えば夜間に災害が起きたとか、緊急に告知しなければならない事態が起きたというのは、消防と連絡をとり合って消防のほうで連絡してもらうような形をとっていきたいと思います。24時間体制で放送できる体制はつくっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君。

○7 番（笠井正信君） 今ほども申し上げたとおり、一般質問で詳しい内容についてはお話をしたいと思うのですが、過去において伊豆大島の噴火については一番活躍したと言われているのが同報無線なのです。これが非常に役立って、一人の事故者もなく避難されたということが言われております。その点を踏まえて私一般質問をさせていただきたいと思うのですが、いただくつもりでいるのですが、再度委員会のほうでもお話をさせていただきたいなとは思っておりますので、どうかどうか何が必要なのか、何が問題なのかということを委員会でもお話ししていただければ結構かと思います。答え結構です。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第65号についての質疑を終結します。

議案第66号 佐渡市印鑑条例及び佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第66号についての質疑を終結いたします。

議案第67号 佐渡市子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 議案第67号ですか、佐渡市子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお尋ねをいたします。

佐渡市は、先ほど市長の提案理由にもありましたけれども、子ども医療費助成が対象者を入院、通院と

も小学校卒業までから今回中学校卒業までに拡大するという議案が出てきたことは、私ども強く求めてきたところで評価をします。また、同じく佐渡市はこれまでと同じく子育て支援として3人以上という枠をつけないで、すべての子どもに助成するという点も評価をいたします。

そこでお尋ねしますけれども、平成24年の9月の1日から施行というのですか、実施されますけれども、保護者からこの議案に対して強い要望があります。よいことは前倒して7月からでも実施できないのか、この点をお尋ねします。

○議長（祝 優雄君） 川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） 中村議員のご質問にお答えします。

一応県の助成が中学生まで延びたということで、県のほうの実施が9月1日からということになっておりますので、県単助成の事業については9月1日というふうに合わせてございますし、市の制度につきましても実施時期が異なりますと混乱する、それから事務の準備もございます。その点で、そういう時期を踏まえまして一応6月定例会で提案させていただきましたが、条例どおり9月1日に実施を予定しております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 今課長答弁ありました。非常に県が絡んでいるということも私は十分理解ではなくて、わかっているのですけれども、今課長が言ったように、新潟県では子どもが3人以上いる世帯に限って条件をつけての助成を進めていると、ここが問題なのですけれども、このことは私自身、今回子どもの医療費助成については今回の一般質問で取り上げさせていただきますので、質疑を終わります。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 今の条例に関連してお尋ねいたします。

議案第72号の予算の中でこれ聞かないとだめなのですが、そこで予算書の11ページを見てください。この11ページに子ども医療費助成事業の補助金額が381万3,000円あるが、これとの関連がこの条例にはあると、こういうふうに見ておるのですが、そこで一体この金額というのは総医療費を幾らに見て、そして県はこの金額を補助すると、それに基づいてやるわけですが、あわせて対象人員はどのぐらいに見ておるのかお答えを願いたい。

○議長（祝 優雄君） 答弁許します。

川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） お答えいたします。

予算の絡みでございすけれども、子どもの医療費につきましては入院と通院がございす。それで、扶助費としては中学生の人数が、済みません、概算ですが、1,600名ほど、それに対して1人当たり約1万3,000円ほどかかるという見込みで、総額ですけれども、2,074万円を見込んでおります。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） そこで、入院をどのぐらいに見ておって、通院を何人で見えるのか。なお、入院に必要な予算金額は幾らだというふうに積算しておるのか。あわせて通院もどういう積算をした。よって総額

が出てくるわけです。さっき二千七百何がしという数字を申し上げましたが、それに対して県は三百幾らぐらいしか出さないですよ。これは何％に属するのか、あわせてお答えを願いたい。

○議長（祝 優雄君） ちょっと待ってください。加賀議員、これは後で予算が出てきますので、今条例ですから……

○22番（加賀博昭君） 条例でやらなければわかるかよ。

○議長（祝 優雄君） 条例ですから……

○22番（加賀博昭君） だから、条例で聞いておるのだよ。

○議長（祝 優雄君） 今金額は後でただしてください。

○22番（加賀博昭君） そんな話があるかね。

○議長（祝 優雄君） だって今条例……

○22番（加賀博昭君） 条例で聞かなければ、だから条例の中身を聞いておるわけでしょう。条例の中身の参考として私が申し上げただけであって、私が言わなければ、私が予算のこと言わなければ、私は一体これは幾らで見込んでおるのだと、こう言えばいいわけだ。

○議長（祝 優雄君） いやいや、これは全く条例とは関係なくなってきましたから、整理してください。

○22番（加賀博昭君） あなた、冗談ではないというの。条例の中身に聞いておるのだ。私が答弁者のためにわざと予算の数字を言っただけであって……

○議長（祝 優雄君） 条例を上げて整理してください。

○22番（加賀博昭君） だれが整理するの。

○議長（祝 優雄君） あなたが整理して質問……

○22番（加賀博昭君） 私が整理するの、私何にも整理しておるではないですか。入院の患者は幾らと見ておるのだと、通院の患者は幾らと見ておるのだと、それに対してどのぐらいの予算が予定されておるのだと、こう聞いておるわけ。だから、予算のことは後で聞けというのであれば、おれが380万を言ったから、いかにも予算のところ、予算はたった入りの380しかないのです。だから、私が聞いておるのは、一体この条例を制定するに当たって入院を幾らと見ておるのか、通院を幾らと見ておるのか、そのうち国が、県だね、これ、県の補助事業だから、県が補助する三百何がしは何％に値するのかと聞いておる。

○議長（祝 優雄君） では、答えられますか。

川上課長。

○市民生活課長（川上達也君） では、加賀議員のご質問にお答えします。

県の補助対象につきましては、入院が1人当たり2万5,700円の100件分という見込みでございます。そうしますと、幾らになりますか。それで、通院につきましては、1,700円の件数ですけれども、1万件ほど、それから調剤等も含めまして合計で725万9,000円と見込んでおります。県の補助は、それに対しまして2分の1を見込んでおるということでございます。ただ、今の扶助費の話で、あと審査委託料も含めましてということになります。扶助費が750万、それから審査委託料も含めた形で県のほうは380万の補助があるということでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第67号についての質疑を終結いたします。

議案第68号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第68号についての質疑を終結します。

議案第69号 市道路線の認定についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 今市長はこれ防災面から市道を認定したいという説明があったのですが、資料見ると、川に平行して市道をつくるのですが、当該委員会のほうで現地視察をしてもらいたい。これ土手より下だと防災面の意味があるのかどうなのかということが1点と、もう一点は防災なら直角に市道をつくるべきではないかと思うのですが、私はこれ見ると、地域の利便性を図るためにやりたいのだとすれば理解できるのですが、防災面だとするとちょっと理解ができないのですが、その辺はどういうふうになっておるのですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

石塚建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） お答えいたします。

この市道認定につきましては、中津川の河川改修に伴って設置するものでありますけれども、私らとしてはいろんな災害があらうかと思えます。川ですので、河川の災害もあらうかと思えますけれども、国道からおられる方がこの橋の近くで逃げたいという場合に、この河川の横の道を上へ上がっていくと早く逃げられるという観点もありまして、私らは防災上の観点という考え方で市道認定をしたいということでありますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（祝 優雄君） 猪股君。

○17番（猪股文彦君） これ確認しておきたいのですが、そうするとこの市道は河川というか、土手より低いのか高いのか。それによってこの防災、私はもっと建設課長は正直に言ってこれ利便性のためにやると言ったほうが全く理屈に合うのではないかと思うのだけれども、防災にこだわるとどこかほころびが出てくるような気がしておるのですが、なぜ地域の利便性のために市道をつくるということに言わないのかなという気がするのですが、どうなのですか、本音のところは。

○議長（祝 優雄君） 石塚建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） お答えいたします。

実際これが市道認定されますと、河川がありまして、そこから1段高いところに県の管理用道路と同じ高さに市道が来ます。そして、その後ろにまた住宅等ありますけれども、これはまた1段高いところにあるものですから、そこの住宅の利便性ということではなくて、やはり国道からの何らかの際の逃げる道として250メートルほど市道認定をして、その上の市道につながるという考え方をしておりますので、ご理解のほうお願いいたします。

○議長（祝 優雄君） いいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第69号について質疑を終結します。

議案第70号 市道路線の変更についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第70号についての質疑を終結します。

議案第71号 市道路線の廃止についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第71号についての質疑を終結します。

議案第72号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）についての質疑に入ります。

質疑は歳入歳出別とし、歳出はさらに複数の款に分けて行います。

まず、歳入についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） さっきちょっと聞いたけれども、数字合わないのので聞きます。

先ほどお示ししておきましたが、子ども医療費助成事業の補助金の381万3,000円というのは、いかなる根拠によって補助されておるのか。これには要綱があるはずなのです。県の。お持ちですか。お持ちだったら議会に提出してください。

○議長（祝 優雄君） 川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） お答えいたします。

今ちょっと手元に要綱はございませんけれども、先ほどの続きみたいになりますけれども、一応先ほど医療費の部分につきましては725万9,000円、それから医療費の審査支払い委託料というのがございます。それにつきましては、合計で36万7,000円。合わせますと760万ほどになると思うのですけれども、それに対する2分の1の補助というふうなことでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） これは市長に言っておきます。市長、こういう県の要綱に基づく、つまり県の補助事業によって佐渡市が条例化するという場合は、条例案は議案でいいのです。しかし、その内容については説明資料というのを出しているわけでしょう。だから、当然のこととして議案関係資料集というのをわざわざ出しておるわけです。ここに県の要綱の、要綱なんて大したものではないですから、そういうものをつけないといけない。今後そのようにしますか。ご答弁願います。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 担当課長今は持っておらないということでございますが、市役所行くとあるわけで

ございますので、提出をいたしますし、今後はそういう形で対応させていただきます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 今のところをよくひとつかみしめておいてほしいのです。これ議会が聞かなければそんなものは出さない。委員会で質問でも出れば、あるいは出すかもわかりませんよと。こういうことは今市長が答弁しましたから、これ以上の追及はしませんが、今後この種のものについてはそのようにしていただきたいということを申し上げてこの質問終わります。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出についての質疑を許します。

まず、2款総務費及び3款民生費の質疑を許します。

中川隆一君。

○12番（中川隆一君） それでは、予算書の13ページ、総務費の中の企画費の中の航路対策事業としまして佐渡航路活性化協議会負担金増ということで266万円、これは先ほど市長の施政方針の中にもございましたけれども、大学等との交流を推進するために、大学生等を対象として運賃の割引、航路運賃の4割を軽減するということでございますが、これは大学生等となっておりますけれども、これはあくまでも大学生だけに限定したものなのか、この「等」という中に小中高校が含まれるのか、またこれはこれと別に大学の合宿誘致の補助がございます。この制度と併用ができるのかということをお聞きします。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐元也君。

○市長（甲斐元也君） お答えをいたします。

「など」「等」の中には、大学という一応4年制でございますが、私ども短期大学とか専門学校との交流も行っておりますので、「など」を入れさせていただいた。したがって、「など」を取り除けば大学、専門学校、短期大学と、こういうことになります。

それから、連携事業をやっているということでございますが、その連携事業と併用することは可能である、もちろん可能でありますし、連携事業ではなくて、連携事業やっている大学の学生が佐渡へ来るときにも活用できると、こういうことでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川君。

○12番（中川隆一君） 今ほどの市長のご答弁でよくわかったのですが、これあくまでも大学生とか短大生ということなのですか、この主たる目的が交流人口の拡大というのであれば、少なくとも大学生というのは社会人とは言いませんけれども、それなりにバイト等で収入があります。私が何を言いたいかというと、できればこの「等」「など」というところに交流人口拡大というのが目的という観点からいうのであれば、小中高校の、先ほど大学生の合宿誘致は併用できるとおっしゃいました。というのであれば、島外の小中高校生の佐渡での合宿や遠征、練習試合等も対象として上げたほうがより交流ができるのだと私はちょっと思うのです。それと、例えば島内の中学校の部活単位で盛んに島外に遠征をする場合、部員数の関係で団体割引にひっかからなくて、通常料金で一生懸命頑張っておるところもあります。そう

いうところは結局そういう何も補助してもらえないのだということであれば、向こうの学校から来ていただいて、佐渡でちょっとした数校集まってもらって練習試合をしたいと、そういうときにこういうものが使えるのであれば、わざわざ行かなくても向こうから来てもらえるわけです。そういうことでいえば、大学だけではなくて小学校から中学校、高校まで含めてあげれば、より交流人口がふえると私は思うのですけれども、もしこの後、これは一応大学ということで市長お話しになりましたけれども、なるほどなともし思って、この後そういうことを考えていただけるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今回のこの事業施策につきましては、交流人口の拡大というのはもちろん結果としてついてくるわけでありますけれども、私どもは大学、短期大学、専門学校の学校と連携を結びながら、佐渡の活性化のために彼らの頭脳、行動力を活用したいという、大学連携というのがあるわけですので、そこに主眼を置いたということでございます。

なお、交流人口の拡大という点になりますと、一般的な、小学校、中学校はまた別でありますけれども、そういうことについても今回観光という、私先ほども申し上げましたけれども、観光という中で民間の知恵をいただいて、その中でこれからどういう交流人口の拡大を図っていったらいいのかということを検討するものを立ち上げますということを先ほど申し上げた。その中で検討させてください。今回のものは、そういう意味で大学連携をやっていくということが主眼でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 2款、3款にほかに質疑ありませんか。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 肉づけ予算と言いながら、補正額は8億8,000万という情けない数字なのです。それで、しかし24年度の一般会計予算ということになりますと相当の金額になっておるわけ。特にその中で大きいのが両津の北埠頭再開発。このことについては、先般議員懇談会の折に3億4,900万というべらぼうな金額の補正があって、その項目の、いいですか。私の質問よく聞いてください、近藤君。これは増額金額であると。それならば、もとの金額はどうなのだとしたら、議会が始まるまでに出すと、こういうことだった。ここ出ておりますかどうか。まず、議会のほうへ出ておるのかどうか。それ出ていないのだろうと思うのですが、もし皆さんのほうで出してあるなら出してあるという答弁を願いたい。この後は教育委員会の社会教育のほういきますが、同じ体育館の問題がそのような処置をされております。これもあわせてお答えを願いたい。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀議員に申し上げます。

加賀議員、追加提案をするので、今手元に持ち合わせておらぬということです。ですから、後にしてください。

○22番（加賀博昭君） いつ出すのだとおれが聞いておるのだ。

○議長（祝 優雄君） 後にしてください。

金光君。

○16番（金光英晴君） 肉づけ予算の関係でちょっと理解できないのですが、13ページの一番上、庁舎等整備事業の中で施設改修工事の増、施設解体工事の増となっておりますのですが、継続費の増であるのか、それとも新たに箇所数がふえての増なのか、この点をお教えていただきたいと。多分この予算の性格上、後者のほうだろうと推測されるのですが、その点教えていただきたいと。

それから、空港対策事業のほうなのですが、離島航空路確保対策補助金増の部分になっておるのですが、この間いただいた予算概要の説明のところを見ますと、新潟空港の乗りかえの部分を利用にするのだというような使途で説明がありますが、どのような補助金の使われ方をするのか、使途について教えていただきたい。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 庁舎等整備事業の関係でございますけれども、施設改修工事につきましては、これは佐和田行政サービスセンターの外壁の改修ということで、これについては新たなものでございます。それから、施設の解体工事増については、これにつきましても旧赤泊行政サービスセンターの車庫の解体及び旧両津の白瀬小の解体工事ということで新たなものでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） お答えします。

離島航空路確保対策補助金の325万5,000円の件でございます。これは新潟空港につきますと、これまではいわゆる国内線のターミナルと別のところに佐渡新潟便が就航しておりましたけれども、これからは通常の国内線の滑走路に着陸をするということで、搭乗手続につきましても通常の国内線のところで手続を行いますし、保安検査等につきましても他の伊丹等に行くと同じような対応になります。補助金の根拠としましては、県と折半ということになりますけれども、いわゆるその検査費用としまして保安検査、それからの荷物の検査、ハイジャックの検査、そういった検査の管理手数料及び事業者のチェックインカウンターの賃借料、そういったものが利用人数等に応じまして割り返されて、金額が全体としましては650万という形になっております。これは折半しまして325万5,000円というものでございます。

○議長（祝 優雄君） いいですか。

笠井君の質疑を許します。

○7番（笠井正信君） 先ほど市長の施政方針の中に佐渡の豊富な宝物を生かして自立できる島、若者が集う島の実現を目指し、全身全霊を込めて市政運営に当たるとおっしゃいました。では、この予算書の中に市長のそういった気持ちがあらわれているのはどこにあるかということをお聞きしたい。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐元也市長。

○市長（甲斐元也君） 私先ほど申し上げましたことについては、うそでも何でもなし、そのとおりにやってまいりたいと思っておりますが、先ほどの私の中でも申し上げましたが、過疎とか観光とか、5つの分野について民間の視点を入れて、そして今後どうするかということをして24年度のうちに仕組みをつくりたいということで予算を組ませてもらってございます。それが……

○議長（祝 優雄君） ちょっと市長、笠井君、今あなたが質問したのは今の２款、３款ではないのではありませんか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） だから、今予算は２款と３款の質疑をやっているのです。ですから、市長、後にしてください。

ほかに質疑ありますか。

中川直美君。

○８番（中川直美君） ３点ほどお尋ねをいたします。

肉づけ予算の概要の中でこの予算に対応するものでいいますと、例えばＵ・Ｉターンの家賃補助というのがこのちょうど交流事業というところに、交流居住・定住促進対策事業というふうになるのだろうというふうに思うのですが、謝礼はこれどんなふうに使われるのかも含めてお尋ねをしたいのと、もう一点はＵ・Ｉターンの家賃補助ですから、東京に出ている子供が帰ってくるというのも対象になるわけです。けれども、家賃ということかというと、自宅に帰ったらこれ補助にならないというふうにぱっと読み取れるのですが、その辺はどんなふうに制度を設計されているのかお尋ねをしたいと思います。

２点目です。これも新規事業ですが、コンビニ収納、税の収納代行させるのが予算で見ると電算システムの関係なのかなというふうに思うのですが、具体的には税の口座振替も進まない中でコンビニの収納代行行うことになるのですが、どの程度の収納アップを見込んでいるのか。

３点目です。緊急情報伝達システムの屋外整備事業です。これも新規事業です。これは具体的にはどういうことなのか。つまりこの間、佐渡市になって以来、同報系の防災無線についてはいろいろ議論があって取りかかっていなかったのだが、今度これ同報系の防災無線を佐渡の中に200カ所程度やることで設計するという中身なのか、それとも先ほどの屋内の端末との関連でどのようになっているのかお尋ねをしたいと思います。加えて言えば、ここで調査設計ですから、まだ全体像というのはわからぬとは思いますが、以前の同報系でいうと、あれも５億とか６億とかと言われていたような気がするのですが、おおむねどのぐらいだというふうに予想しているのかお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） お答えいたします。

Ｕ・Ｉターンの関係でございますが、交流居住・定住促進対策事業ということでございます。この背景には、高齢化率が上昇しているという中で毎年1,000人が減少しているという中で、何とかＵ・Ｉターンということで都会等から若者を佐渡へ呼び寄せたいということであります。家賃補助につきましては、家賃の相場が夫婦世帯、若者世帯という対象にしておりますので、２DKと想定いたしまして、家賃の４万円の２分の１、月額２万円を補助するというふうに考えております。

それから、２点目でございますが、Ｕ・Ｉターンで帰ってきて、うちにということですが、あくまでもうちにいった者は対象になりません。

それから、報酬の関係でございますが、今現在Ｕ・Ｉターンをされた方、この後される方等がおりますが、その方々をお願いをいたしまして、何とか都会から自分の知人なりをこちら引っ張ってきていただき

たいということでありまして、その1組、2人世帯ですが、1組引っ張ってきていただけたらとしたならば、その結果に応じまして報酬を支払いたいというものであります。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 田川税務課長。

○税務課長（田川和信君） お答えいたします。

電算システムの関係で2,676万5,000円ほど上がっておりますけれども、そのうちコンビニ収納導入事業分につきましては1,101万5,000円ということになっております。コンビニ収納の大きな重きに置いているところは、納税環境の整備ということで、納めやすい環境をつくり続けていきたいというのもございますし、現年課税の分ですけれども、95%以上につきますものについては自主納付ということで、今後も自主納付を推進していきたいという考え方もありますし、議員から今ほどのどれだけ収納率が上がるのだということですが、滞納繰越分となったものが現年分で納められた場合、これについては単純にコンビニにすればふえるというわけではないのですが、納付勧奨とあわせて、セットで進めれば0.3ポイントということで、全体では上がるというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 中川君、いいですか。

本間主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 緊急情報伝達システムの屋外整備事業の関係ですけれども、これは防災行政無線の同報系とは違います。ケーブルテレビ回線を使った屋外拡声機を島内180カ所から200カ所に設置するというものでございます。

以上です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○危機管理主幹（本間 聡君） 今のところは総事業費で4億から5億程度を予定しておりますけれども、その設置箇所数、あるいは設置の方法によっては大幅に予算額は変わってくるということでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） そうしますと、U・Iターンの関係ですが、家賃の2分の1、4万円として2分の1の2万円、それで謝礼についてはいわゆる紹介料だというふうに私は理解をしたのだが、それでいいのだろうと思うのですが、さっき言ったように自分の母親、例えば親が年をとったから帰ってこよう、入ることだって私大いにいいことだろうと思うのです。そういう意味でいうと、過去の両津市時代に定住促進、時限立法だったと思うのですけれども、定住促進の帰ってきたら云々というのがありました。そういったことのほうが本当に例えば高齢化、市長が言いましたが、人口減少時代の高齢化の社会に対応した定住促進に私なるのではないかと。今の話だと若い夫婦が来てアパートに住むという前提です。そうではなくて、やはり人口がふえるということは物が動く、経済が動くということですから、そういった制度設計のほうがいいのではないかと、例えば先言ったように過去には両津にはそういった定住促進の非常にいい制度私あったように理解していますが、そういったものを検討されたのかどうなのか。

2点目、コンビニ収納ですが、確かにコンビニで税などが納められるということは、納める側の利便性が高まることでいいことだというふうに思うのですが、税の場合、守秘義務との関係で、全国ではやっていますから、そういったあたりはどのようになるのかお尋ねをしておきたいというふうに思います。

屋外の緊急情報の関係では、ケーブルテレビを使ってということですから、そうすると同報系を一定程度やるのと、この4億から5億というのといいいところになるのではないのでしょうか。つまり何言いたいかというと、同報系のほうが災害に強いのだらうというふうに私思うのですが、その辺は検討しましたか。

○議長（祝 優雄君） 地域振興はどうですか。市長が答弁しますか。

それでは、計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） お答えいたします。

今回の制度設計におきましては、若者ということターゲットにしてやったものであります。その点については、ご理解を願いたいと思います。また、両津地区でやっておられるということありますが、その点について、U・Iターンに限らず、こちらへ帰省するということも大事だというのは理解しておりますし、今後の研究課題にさせてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 税務課長。

○税務課長（田川和信君） お答えいたします。

コンビニ収納につきましては、平成23年の7月現在の調査ですけれども、47都道府県591市町村で導入されておりまして、今現在コンビニ収納が社会的に認知されているというふうに思いますし、守秘義務につきましても社員教育が進んでいるというふうに伺っております。

○議長（祝 優雄君） いいですか。

本間主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 同報系についてお答えいたします。

防災行政無線の同報系を導入いたしますと、センター装置からすべて買わなければならないと。これはあくまでも緊急情報システム、今回行う整備事業をするセンター装置を使いまして全島に屋外拡声機を設置するという、いわば緊急情報システムの一環として整備するものでございます。今のところ同報系を整備する予定はございません。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 一般質問ではないのですが、市長、どうですか。U・Iターンの関係で過去に両津にもあったこういった制度のほうが私はいいのではないかと思いますのですが、検討すると、考えるというふうな話でもあるのですが、市長の考えだけ伺っておきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） お答えいたします。

今回のこの事業につきましては、若者という形で合計70歳未満というのを多分入れたと思っております。それから、佐渡から出た人が親の面倒を見に帰ってくるとか、こういうことについては、お金がないから帰ってこないわけではないと思っております。したがって、若い人たちがなかなか佐渡へ来ても大変だというものをまず面倒見ようということで今回やったわけでございまして、また親御さんの面倒を見るとか、そういうようなことについてはまた別の視点で考えていかなければならないというふうに考えておりますが、課長ともども検討の材料にはさせていただきたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

次に、4款衛生費並びに5款労働費の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 衛生費についてお尋ねをします。

ページ数でいうと19ページですが、いわゆるフッ素の関係です。今佐渡市はフッ素の関係で保育園から中学校までやっているのかな、やっているのかと思うのですが、無料だったのかなというふうに思って、これ具体的にどういうことなのか。塗布するのが1,200円ぐらいかかるようになっていましたから、それが何人ぐらいでどういうふうに計算するとこうなるのかなのか。

それと、もう一点は、昨年、2011年の1月だったか2月、日本弁護士会がフッ素洗口についての意見書をページ数にしますと89ページにわたって出しているわけですが、そういったことはきちんと考慮したのか。うんざりしている方もいるようですけれども、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（祝 優雄君） 川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） お答えいたします。

フッ素塗布の件につきましては、当初予算にも毎年やっておりますので、計上してございます。今回肉づけ予算の中で計上させていただいたのは、フッ素塗布の実施率が非常に低いということがございます。それで、今現在、個人の方から1回塗布いただきますと1,200円の実費になっております。それを年に3回から4回やっていただくと理想なんですけれども、そうしますと負担が大きいということで、この部分について無料にしようということで、今回補正したものはそれに対する、当初予算に対する増額分ということになります。

それから、日弁連のほうでフッ素に対する反対意見というのがございますけれども、これにつきましては佐渡市も以前議会でも議論になりましたけれども、一応希望者に対しての実施ということになっております。継続して虫歯予防に効果があるということで、市としては進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） そうすると、現在フッ素塗布をやっている方が何人ぐらいいらっしゃるのですか。

年二、三回やりたいという希望が本当にあるのですか。ご承知のとおり、現在一般の歯磨きでもフッ素入っていますし、ガムにもフッ素が入っていて、例えば小さい子供さんなんかにすると過剰にフッ素をとり過ぎる可能性もあるとかというふうなのも医学会から指摘をされているわけですが、どのぐらいの、やってほしい、何人やっていてどのぐらいの需要度があるのかお聞かせください。

○議長（祝 優雄君） 市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） お答えいたします。

フッ素塗布につきましては、1歳から年少児、4歳までということで、対象者が一応1,670名ございます。今現在、1人の方が実施する率が三十数%ということなものですから、それを50%ぐらいに上げていきたいというふうに考えております。それで、これについては佐渡市の歯科医師会のご協力をいただきな

がらやるということで、歯科医師会でもフッ素塗布については安全性を考慮してぜひ実施してほしいという意向でございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 村川君。

○14番（村川四郎君） フッ素問題が出たので、発言しないわけにはいかんなと思ひまして。私、議会に、議員になったときにずっとこの問題を取り上げて疑問を提示していたのですけれども、確かに去年も新潟県は虫歯が少ない子供さんたちが全国トップで、12年連続ですか、というのがこの間報道されていまして。そして、新潟県は非常に高い率でフッ素洗口、フッ素のうがいですね、やっているわけです。70%近いのかな。しかし、全国的に見ると15%前後なのです。新潟県はたまたまというか、12年か何か連続日本一虫歯が少ないということになっていきますけれども、では2番目、3番目の都道府県が新潟県に近いような50%とか40%やっているのかとなると、もうほとんどゼロのところも、同じぐらいの率なのです。当然このフッ素洗口を学校でやらせることによって、そのまま先生方がフッ素洗口の前にちゃんと歯磨きとかさせる、それから歯を大事にしましょう、食後はちゃんと歯を磨きましょうという、そういう習慣をつけるからだと思うのですけれども、その辺のところのパーセント提示と、全国の虫歯が少ないというの、そういう因果関係というか、つかんでいますか。

○議長（祝 優雄君） 市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） お答えいたします。

村川議員のほうからもご紹介ありましたとおり、新潟県では12歳の子供の虫歯の本数が12年連続全国で一番少ないということになっております。ちょっとほかの県の状況はわかりませんが、佐渡市は新潟県にあって、12年連続1位の中にあって、佐渡市はどうかというと、下位のほうにございます。今現在では、そのフッ素の塗布あるいは洗口というものは実施する学校がふえてまいりました。しかし、やはりフッ素というのは長い間の効果ということなものですから、まだすぐには結果が出ていないという状況です。それも踏まえまして、今回もうちょっと無料にしてということでございますし、それから虫歯予防につきましては、フッ素洗口なり塗布以外にも当然ご家庭での歯磨き、口と歯の管理というものが必要になってきますので、そういった歯磨き教室等も同時に実施して総合的に虫歯予防に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（祝 優雄君） 村川君。

○14番（村川四郎君） この問題に取り組んでわかったことは、新潟県ではとても一議会の反対ではとめられないなというぐらい非常に医師会が全面的にバックアップしている。医師会によっては反対している地域もあるのですけれども、私は何が言いたいかというと、これを進めるのは、ゼロ歳から4歳の子供さんは塗布をすると。塗布は歯科医でも有料だと。学校でやるフッ素のうがいはただでやっていると。ただ、さっきも言いましたけれども、長年使って効果があると。と同時に、日弁連からも出ているように、長年使うことによって、いろんな歯磨きから、もういろんなところからフッ素を取り入れるので、年とってから歯はかたくなっていくのですけれども、もろくなる。斑状歯といって紋が出て、年とって、あるときぼろぼろになるという、そういうデータも出ています。だから、決して、さっきも課長言いましたけれども、全くこういう狭い地域でやるとどうしても、校長先生方も悩んでおるのですけれども、強制的にならない

ように、あくまでも保護者との間に十分インフォームド・コンセントを取り交わして、納得してもらってやるというふうな形にしたいと思いますが、この辺の配慮はどのようにされていますか。

○議長（祝 優雄君） 市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） お答えいたします。

今村川議員が言われたとおり配慮して、あくまで強制的ではなくて希望される方という形で実施しております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

次に、6 款農林水産業費及び7 款商工費の質疑を許します。

猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 2 点ばかりお聞きしますが、1 点は全協でも聞いたと思うのですが、どうもちょっと私は理解しにくいのですが、生物多様性保全推進事業で低炭素村づくり事業補助金に J A の低温倉庫に単費で補助金を出すというのは、どういう理屈なのかちょっと理解しにくいのですが、もう一回説明してもらいたい。

もう一つは、25 ページの観光施設整備事業なのですが、これの施設整備工事増5,200 万は、内容を教えてもらいたい。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

渡辺農水課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

低炭素村づくり事業につきましては、佐渡市、J A 佐渡、J A 羽茂で低炭素島づくり協議会というものを立ち上げまして、5 年間の事業で進めているものでございます。それで、本年につきましては J A 佐渡の倉庫を合併をして低温倉庫を新たに追加する、そこに低炭素ということでソーラーエネルギーを導入していくということと、その中で個々の農家のお米の管理ができるラック式というシステムを入れまして佐渡米のブランド化を図っていくという事業でございます。これにつきましては、佐渡市の単費の助成ではありませんで、国のほうの事業費が2 分の1 ついております。その上で我々がその事業費の10% という要綱に基づいて出しているということでございます。

○議長（祝 優雄君） 伊藤観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

観光施設の整備事業でございますが、これにつきましては素浜海水浴場のトイレの大規模改修に伴うものでございます。海水浴場のこの施設につきましては、小木町当時の建設計画に24 年度事業として整備ということで計画してまいったものでございます。23 年度中に設計のほうは終わっておりますが、市長選挙もございましたので、改めて市長にお伺いをしながらこの事業進めていくものであります。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 所管ではないものですから、聞かせてもらいたいと思うのですが、新規事業の地域おこし協力隊事業（生物多様性）ということですから、これどこに入っているのでしょうか。お尋ねをしたいと思います。ちなみに、この新規事業の総務省所管の地域おこし協力隊の取り組みというのはなかなか大胆なチャレンジと取り組みだろうというふうに私は評価をしているのですが、それを生物多様性という中身にくっつけてあるのかなというふうに思うのですが、もうちょっと詳しく中身も含めてお教え願えればと思いますが。

○議長（祝 優雄君） 渡辺農水課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

予算書につきましては、23ページの生物多様性保全推進事業ということになります。地域おこし協力隊につきましては、首都圏といいますか、都市部から地方のほうに若い人材を送ることによって地方の活性化を図りましょうという事業でございます。おおむね3年間程度若い人が地方に入ってくるということになっております。その中で、我々の事業としては臨時職員賃金ということで、これ2名程度を見ております。約9カ月分ということで考えております。普通旅費、これは東京へ発信するなどの旅費というふうに考えております。あと、燃料費、これ佐渡ですので、その下の自動車借上料と合わせて地域を動き回るという形の中で予算化をしているというものでございます。総務省の事業として年間おおむね1人当たり350万が交付税措置をされるということで、私ども今2名ということで考えておるということでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 具体的にそうすると2名ということですから、1つの集落なのだろうと思うのですが、具体的には一定程度的話し合いも進んでいるのだろうとは思いますが、どこになりますか。

○議長（祝 優雄君） 渡辺農水課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

今のその集落との話し合いの中では、小倉地区の棚田の保全と発信ということが1つと、あと岩首地区の棚田の保全、発信ということで、この2地区を想定して今話をしているところでございます。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑がありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

次に、8款土木費及び10款教育費の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第72号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第65号から議案第72号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第8 請願第2号及び請願第3号、陳情第1号及び陳情第2号

○議長（祝 優雄君） 日程第8、請願第2号及び請願第3号、陳情第1号及び陳情第2号の委員会付託を

行います。

本定例会における請願第2号及び請願第3号、陳情第1号及び陳情第2号については、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

○議長（祝 優雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、あさって14日木曜日午前10時から代表質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時57分 散会